⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「(第６号様式㊽－別表11⑫)」と、「別表５㉓」とあるのは「(別表５㉓－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉝の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

⑹　租税特別措置法第66条の５の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑽の欄から㉓の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

⑺　第６号様式別表５の㉗から㉜まで及び㉞の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉝の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

６　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第３項、第４項又は第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

［７　略］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙三十二　挿入］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

［第６号様式別表５の２の２記載要領　略］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑸　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「(第６号様式㊽－別表11⑫)」と、「別表５㉔」とあるのは「(別表５㉔－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑹　租税特別措置法第59条の２又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第59条の２若しくは第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉝又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

⑺　租税特別措置法第66条の５の３第１項、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑽の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑵付表１）の⑻の「計」の欄から㉖の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

⑻　第６号様式別表５の㉘から㉝まで及び㉟の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉞の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

６　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第３項、第４項若しくは第５項又は令和２年旧法第72条の21第４項若しくは第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

［７　同左］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙三十一　挿入］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

［第６号様式別表５の２の２記載要領　同左］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第17項若しくは第23項、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の21第１項第１号から第３号まで、令和２年旧法附則第９条第１項若しくは第７項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。